

改正

平成19年12月27日条例第74号

平成20年10月6日条例第50号

平成21年3月10日条例第8号

平成21年3月10日条例第13号

平成21年9月8日条例第32号

平成22年9月9日条例第23号

平成22年12月17日条例第28号

平成22年12月17日条例第29号

平成23年3月9日条例第3号

平成23年10月3日条例第25号

平成26年9月5日条例第25号

平成27年3月30日条例第20号

平成28年3月23日条例第18号

令和元年9月30日条例第8号

令和3年3月1日条例第6号

庄原市公立学校体育施設の開放に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会体育の振興と市民の体力増進を図るため、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第13条の規定に基づき、学校教育に支障のない範囲で、庄原市公立学校（以下「学校」という。）の体育施設を市民の利用に供すること（以下「開放」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開放施設の位置及び区分等)

第2条 開放する学校の体育施設（以下「開放施設」という。）の位置及び区分等は、別表第1のとおりとする。

(管理)

第3条 開放施設の管理運営は、庄原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う。

2 教育委員会は、開放施設の管理運営を所属学校の長に委任することができる。

(使用の範囲)

第4条 開放施設(学校プールを除く。)を使用できる範囲は、10人以上の団体等であって、体育、スポーツ及びレクリエーション活動を目的とする場合とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

(開放期間)

第5条 開放施設の開放期間は、学校教育に支障のない限り、別表第2のとおりとする。

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、開放期間を変更することができる。

(開放時間)

第6条 開放施設の開放時間は、学校教育に支障のない限り、別表第3のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用の許可)

第7条 開放施設を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

許可された事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可をするとき、必要な条件を付すことができる。

(使用の制限)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、開放施設の使用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 施設及び設備を損傷するおそれがあるとき。

(3) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、施設の管理運営に支障があると認められるとき。

(使用料)

第9条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第4に定めるところにより、使用料を前納しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市が公共的又は公益的な目的で使用するときは、使用料の適用を除外する。

(使用料の減免)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 国又は他の地方公共団体が、公共的又は公益的な目的で使用するとき。

(2) 前号に定めるもののほか、特別な理由があると認めるとき。

(使用料の不還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 施設の管理上特に必要があるため、教育委員会が使用の許可を取り消したとき。

(2) 天候その他使用者の責めに帰することができない理由により、使用することができなくなったとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、特別な理由があると認めるとき。

(使用許可の取消し)

第12条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

(1) 使用者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用者が、偽りその他不正な行為により使用の許可を受けたとき。

(3) 使用者が、使用料を納期限までに納付しないとき。

(4) 施設の管理運営に支障があるとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、特にその使用を不相当と認めるとき。

2 前項の措置により使用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第13条 使用者は、許可を受けた目的以外に開放施設を使用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別な設備の制限)

第14条 使用者は、開放施設を使用するに当たって、特別な設備をし、又は備品以外の物品を使用するときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第15条 使用者は、開放施設の使用を終了したときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

第12条の規定により、使用の停止又は許可の取消しの措置を受けたときも、また同様とする。

(損害賠償の義務)

第16条 開放施設の建物及び設備を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。

(責任)

第17条 教育委員会は、使用者の不注意その他教育委員会の責めに帰することができない理由による事故に対しては、その責任を負わない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の庄原市学校体育施設開放施設条例（昭和52年庄原市条例第42号）、東城町学校体育施設開放施設条例（昭和55年東城町条例第13号）若しくは口和町学校体育施設開放施設条例（昭和52年口和町条例第11号）の規定又は西城町、高野町、比和町若しくは総領町のこの条例に相当する規定（以下これらを「合併前の条例等」という。）によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までに、合併前の条例等の規定により課した、又は課すべきであった使用料等については、なお合併前の条例等の例による。

附 則（平成19年12月27日条例第74号）

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日の前日までに、改正前の条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、なお従前の例による。

附 則（平成20年10月6日条例第50号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成20年11月1日から施行する。

附 則（平成21年3月10日条例第8号）

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日の前日までに、改正前の条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月10日条例第13号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年9月8日条例第32号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年11月1日から施行する。

附 則（平成22年9月9日条例第23号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成22年12月17日条例第28号）

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

7 この条例の施行の日の前日までに、改正前の条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、なお従前の例による。

附 則（平成22年12月17日条例第29号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定及び次項庄原市立高野中学校の項位置の欄の改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月9日条例第3号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年10月3日条例第25号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（庄原市スポーツ振興審議会委員に関する経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の庄原市スポーツ振興審議会設置条例の規定により委嘱又は任命されている庄原市スポーツ振興審議会の委員である者は、その任期が終了するまでの間は、改正後の庄原市スポーツ推進審議会設置条例の規定により委嘱又は任命されている庄原市

スポーツ推進審議会の委員とみなす。

附 則（平成26年9月5日条例第25号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の庄原市公立学校体育施設の開放に関する条例の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年3月30日条例第20号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
（庄原市公立学校体育施設の開放に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 3 この条例の施行の日の前日までに、改正前の庄原市公立学校体育施設の開放に関する条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月23日条例第18号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
（庄原市公立学校体育施設の開放に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 4 この条例の施行の日の前日までに、改正前の庄原市公立学校体育施設の開放に関する条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月30日条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の庄原市自治振興会館設置及び管理条例、庄原市根木田会館設置及び管理条例、庄原市行政財産使用料条例、庄原市収入証紙に関する条例、庄原市民会館設置及び管理条例、庄原市生涯学習施設設置及び管理条例、庄原市田園文化センター設置及び管理条例、庄原市研修宿泊施設設置及び管理条例、庄原市公立学校体育施設の開放に関する条例、庄原市体育館設置及び管理条例、庄原市屋内体育施設設置及び管理条例、庄原市総合運動公園設置及び管理条例、庄原市屋外体育施設設置及び管理条例、庄原市水泳プール設置及び管理条例、庄原市ふれあいセンター設置及び管理条例、庄原市老人集会所設置及び管理条例、庄原市福祉集会所設置及び管理条例、庄原市高齢者活動施設設置及び管理条例、庄原市歯科診療所設置及び管理条例、庄原市健康増進施設設置

及び管理条例、庄原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、庄原市し尿処理施設設置及び管理条例、庄原市斎場設置及び管理条例、庄原市国民健康保険総領診療所設置及び管理条例、庄原市楽笑座設置及び管理条例、庄原市屋外体験施設設置及び管理条例、庄原市農業振興施設設置及び管理条例、庄原市里山総領農業支援センター設置及び管理条例、庄原市農村集会施設設置及び管理条例、庄原市高野山村開発センター設置及び管理条例、庄原市農村広場設置及び管理条例、庄原市畜産振興施設設置及び管理条例、庄原市道路占用料徴収条例、庄原市都市公園条例、庄原市自治振興センター設置及び管理条例、庄原市営バス設置及び管理条例、庄原市灰塚ダム周辺環境整備施設設置及び管理条例、庄原市博物館設置及び管理条例、庄原市三楽荘設置及び管理条例、庄原市休日診療センター設置及び管理条例、庄原市住民告知放送施設設置及び管理条例、庄原市観光宿泊施設設置及び管理条例、庄原市交流拠点施設設置及び管理条例、庄原市まちなか交流施設設置及び管理条例、庄原市保健福祉センター設置及び管理条例及び庄原市高齢者冬期安心住宅設置及び管理条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用及び利用（以下「使用等」という。）に係る使用料、利用料金及び手数料（以下「使用料等」という。）について適用し、同日前の使用等に係る使用料等については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月1日条例第6号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

所属小学校	位置	区分	
		施設の内訳	屋外照明施設
庄原市立庄原小学校	庄原市西本町二丁目13番1号	屋内運動場	—
		屋外運動場	有
庄原市立永末小学校	庄原市永末町37番地1	屋内運動場	—
		屋外運動場	無
庄原市立高小学校	庄原市高町828番地	屋内運動場	—
		屋外運動場	有
庄原市立峰田小学校	庄原市春田町101番地3	屋内運動場	—
		屋外運動場	有
庄原市立板橋小学校	庄原市板橋町165番地1	屋内運動場	—
		屋外運動場	無

庄原市立東小学校	庄原市上原町376番地1	屋内運動場	—
		屋外運動場	有
庄原市立山内小学校	庄原市山内町813番地1	屋内運動場	—
		屋外運動場	有
庄原市立川北小学校	庄原市川北町1148番地	屋内運動場	—
		屋外運動場	有
庄原市立西城小学校	庄原市西城町西城281番地1	屋内運動場	—
		屋外運動場	無
庄原市立美古登小学校	庄原市西城町中野105番地	屋内運動場	—
		屋外運動場	有
庄原市立小奴可小学校	庄原市東城町小奴可320番地5	屋内運動場	—
		屋外運動場	無
庄原市立八幡小学校	庄原市東城町森138番地6	屋内運動場	—
		屋外運動場	無
庄原市立粟田小学校	庄原市東城町粟田2229番地	屋内運動場	—
	庄原市東城町粟田2230番地	屋外運動場	有
庄原市立東城小学校	庄原市東城町川東1342番地	屋内運動場	—
		屋外運動場	有
庄原市立口和小学校	庄原市口和町永田3番地2	屋内運動場	—
		屋外運動場	無
庄原市立高野小学校	庄原市高野町新市1650番地	屋内運動場	—
		屋外運動場	無
庄原市立比和小学校	庄原市比和町比和1020番地	屋内運動場	—
		屋外運動場	無
	庄原市比和町比和994番地	プール	—
庄原市立総領小学校	庄原市総領町下領家267番地	屋内運動場	—
		屋外運動場	有

所属中学校	位置	区分
-------	----	----

		施設の内訳	屋外照明施設
庄原市立庄原中学校	庄原市東本町一丁目26番1号	屋内運動場	—
		屋外運動場	有
		武道場	—
		テニスコート	無
庄原市立西城中学校	庄原市西城町中野622番地4	屋内運動場	—
	庄原市西城町中野612番地	屋外運動場	無
庄原市立東城中学校	庄原市東城町川東227番地	屋内運動場	—
		屋外運動場	無
庄原市立口和中学校	庄原市口和町向泉527番地1	屋内運動場	—
		屋外運動場	無
庄原市立高野中学校	庄原市高野町新市1314番地1	屋内運動場	—
		屋外運動場	無
庄原市立比和中学校	庄原市比和町比和1052番地	屋内運動場	—
		屋外運動場	有
庄原市立総領中学校	庄原市総領町稲草2125番地	屋内運動場	—
		屋外運動場	無

別表第2（第5条関係）

施設の内訳	開放期間
屋内運動場	年間
屋外運動場	年間
屋外照明施設	年間
プール	7月20日から8月31日まで
武道場	年間
テニスコート	年間

別表第3（第6条関係）

地域	施設の内訳	開放時間	
		月曜日から金曜日まで	学校が休業の日
庄原地域	屋内運動場	17時から21時30分まで	6時から21時30分まで

	屋外運動場			
	屋外照明施設			
	武道場			
	テニスコート			
	プール			13時から18時まで
庄原地域以外	屋内運動場		6時から22時まで	
	屋外運動場			
	屋外照明施設			17時から22時まで
	武道場			
	テニスコート			
	プール			13時から18時まで

別表第4（第9条関係）

1 庄原地区の施設

		市民		市民以外		区分・単位
		施設	照明施設	施設	照明施設	
庄原小学校	屋内運動場	310円	—	620円	—	1時間当たり
永末小学校						
高小学校	屋外運動場	無料	520円	無料	1,040円	1時間当たり
峰田小学校						
板橋小学校	テニスコート	無料	—	無料	—	
東小学校	武道場	310円	—	620円	—	1時間当たり
山内小学校						
川北小学校						
庄原中学校						

2 西城地区の施設

		市民		市民以外		区分・単位
		施設	照明施設	施設	照明施設	
西城小学校	屋内運動場	310円	—	620円	—	1時間当たり
美古登小学校						

西城中学校	屋外運動場	無料	520円	無料	1,040円	1時間当たり
-------	-------	----	------	----	--------	--------

3 東城地区の施設

		市民		市民以外		区分・単位
		施設	照明施設	施設	照明施設	
東城小学校	屋内運動場	310円	—	620円	—	1時間当たり
小奴可小学校						
八幡小学校	屋外運動場	無料	520円	無料	1,040円	1時間当たり
栗田小学校						
東城中学校						

4 口和地区の施設

		市民		市民以外		区分・単位
		施設	照明施設	施設	照明施設	
口和小学校	屋内運動場	310円	—	620円	—	1時間当たり
口和中学校						
	屋外運動場	無料	—	無料	—	

5 高野地区の施設

		市民		市民以外		区分・単位
		施設	照明施設	施設	照明施設	
高野小学校	屋内運動場	310円	—	620円	—	1時間当たり
高野中学校						
	屋外運動場	無料	—	無料	—	

6 比和地区の施設

		市民		市民以外		区分・単位
		施設	照明施設	施設	照明施設	
比和小学校	屋内運動場	310円	—	620円	—	1時間当たり
	屋外運動場	無料	—	無料	—	
	プール	無料	—	無料	—	

比和中学校	屋内運動場	310円	—	620円	—	1時間当たり
	屋外運動場	無料	200円	無料	410円	1基・1時間当たり

7 総領地区の施設

		市民		市民以外		区分・単位
		施設	照明施設	施設	照明施設	
総領小学校 総領中学校	屋内運動場	310円	—	620円	—	1時間当たり
	屋外運動場	無料	520円	無料	1,040円	1時間当たり

備考

- 1 1時間未満の端数処理については、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てとする。
- 2 使用時間は、準備及び使用後の整理、原状回復に要する時間を含むものとする。
- 3 市民とは、市内に住所を有する者又は事務所を有する法人若しくは団体とする。
- 4 算定した額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てとする。
- 5 照明施設の使用料は、減免の対象から除く。